

この制度は就学支援金(授業料)と別の制度です。
(就学支援金の申請意向の確認は6月末に配布します。)

甲西高第477号
令和4年6月21日

保護者各位

山梨県立甲府西高等学校
校長 初鹿野 仁

奨学給付金制度のお知らせと意向登録のお願い

保護者の皆様には日頃から学校運営にご支援ご協力をいただき感謝申し上げます。

高校生等奨学給付金は、授業料以外の教育に必要な経費の経済的負担の軽減を図るため、条件に該当する保護者等の方に年に一度、給付金を支給する制度です。つきましては、裏面の奨学給付金制度のご案内をご覧ください。申請希望の有無についてはQRコードから全生徒が意向登録をして下さい。なお、申請意向がある方には後日、申請書をお渡しします。

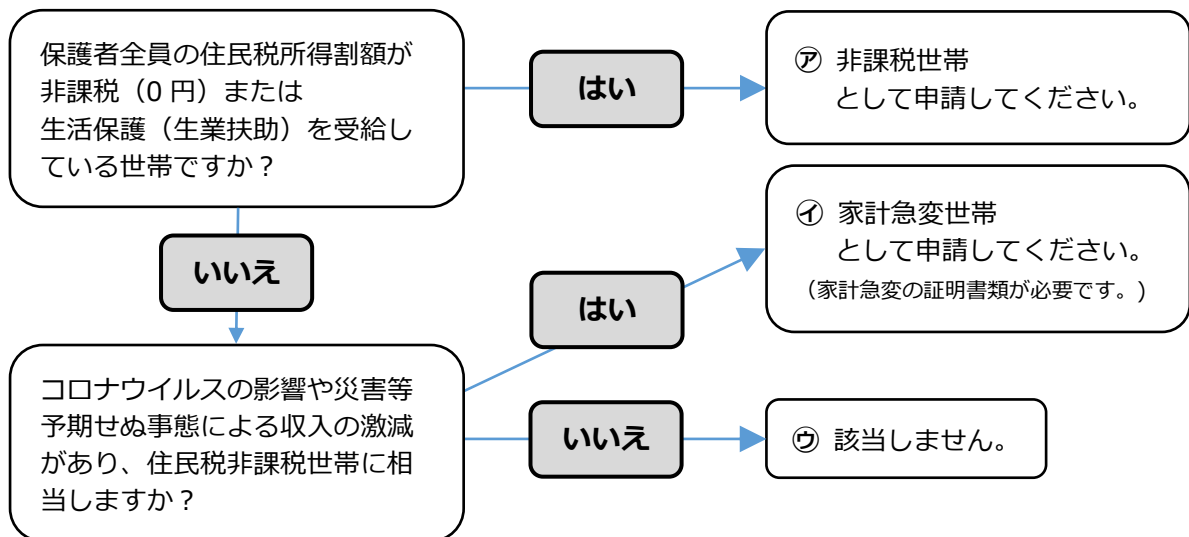
【QRコード】



全生徒が意向登録をする

締切:令和4年6月30日(木)

【参考:対象確認フローチャート】



奨学給付金制度のお知らせ

住民税非課税世帯

◆ 対象となる方：

令和 4 年 7 月 1 日現在で在学している高校生等の保護者（子に対して親権を行う者または未成年者後見人、生徒の就学に要する経費を負担すべき者）等で、次の 1～3 の全てに該当する方。

- 1 保護者等が山梨県内に住所を有していること
- 2 保護者等全員の令和 4 年度の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（0円）又は生活保護（生業扶助）を受給している世帯であること
- 3 高校生等が高等学校等就学支援金の受給権者又は学び直し支援の対象の方

※ただし、以下のいずれかに該当する場合は給付金を受け取ることはできません。

- ・児童福祉法による「児童入所施設措置費等国庫負担金」の支弁対象となる高校生等で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている方（ただし母子生活支援施設の高校生は除く）
- ・高校生等が 7 月 1 日に休学している場合（ただし 1 1 月末日までに復学し、奨学給付金の申請をした場合は対象）
- ・高等学校等を卒業し修了したことがある方

◆ 支給回数：1 人の高校生等につき年 1 回、通算 3 回

◆ 基準日：令和 4 年 7 月 1 日現在の状況により審査いたします。

◆ 提出・審査結果について：

申請希望者に申請書を渡します。締切日までに事務室へ提出してください。

書類審査後、審査結果を通知します。認定された方には、1 2 月末までに給付する予定です（支給は年に一度です）。

◆ 注意：

保護者の住所が県外にある場合は、住所のある都道府県の教育委員会等の指示に従ってください。

家計急変世帯

◆ 家計急変世帯とは：新型コロナウイルスの影響や災害等予期せぬ事態により収入が激減し、住民税非課税世帯に相当すると認められた世帯

「家計急変世帯」と認められるおおよその目安（扶養状況でかわります）

2 人世帯：170 万円未満 3 人世帯：220 万円未満

4 人世帯：270 万円未満 5 人世帯：320 万円未満

◆ 申請には家計急変の発生事由を証明する書類や、急変前後の収入を証明する書類の提出が必要です。

※7 月以降に家計が急変し申請があり認定された場合、申請の翌月以降の月数に応じて算定した額が支給されます。

支給額

区分	学校区分	1 人あたり支給額（年額）
生活保護（生業扶助）受給世帯の高校生等	全日制・定時制・通信制	32,300 円
県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯の第 1 子の高校生等 （生活保護受給世帯を除く）	全日制・定時制	114,100 円
	通信制・専攻科	50,500 円
県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯の第 2 子以降の高校生等 （生活保護受給世帯を除く）	全日制・定時制	143,700 円
	通信制・専攻科	50,500 円